

NEW

分別区分に「有害ごみ」が追加されました

これまで「不燃ごみ・小型家電」とされていた以下の製品は、今後「有害ごみ」として出してください。

	蛍光管	乾電池	充電機一体型製品
出せるもの	<ul style="list-style-type: none"> ●直管型蛍光管 ●環型蛍光管 ●電球型蛍光管 	<ul style="list-style-type: none"> ●乾電池 (単1～単5・9V) ●コイン・ボタン電池 ●ピン型電池 	<ul style="list-style-type: none"> ●充電機^(注1)が取り外せない小型家電など (電気シェーバー、携帯ゲーム機、加熱式たばこ、電動歯ブラシなど)
出せないもの (類似品)	<ul style="list-style-type: none"> ●白熱球、グローランプ → 不燃ごみ ●LED電球 → 小型家電 <p>白熱球の見分け方</p> <p>ここに注目!</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●充電機 → リサイクル協力店 ●自動車バッテリー → 専門業者で処理するもの (P27をご確認ください) 	<ul style="list-style-type: none"> ●充電機が外れる製品 → 充電機を取り外して、小型家電へ ●充電機・モバイルバッテリー → リサイクル協力店
出し方	<ul style="list-style-type: none"> ●新聞紙に包むか、箱に入れてください。(割れたもの含む) ●テープで束ねないでください。 	<ul style="list-style-type: none"> ●プラス極、マイナス極にテープを貼って絶縁してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ●充電機は無理に取り外さず、そのままの状態を出してください。
分別の目的	中に含まれている水銀が飛散することによる健康被害防止や、環境保全のため。	ショートによる発火や、火災を予防するため。	リサイクルの過程での発火や、火災を予防するため。

(注1) 充電機とは…充電ができ、繰り返し使える電池 (リチウムイオン電池、ニッケル水素電池、ニカド電池など) →充電機はリサイクル協力店へ

ごみ収集所回収について

有害ごみ専用の**赤いコンテナ**に入れてください
不燃ごみの日に有害ごみを出すことはできません。



ボックス回収も
行っています

【ボックス設置場所】 大柴庁舎、北条支所

【注意事項】 割れた蛍光管は出さないでください。

(割れた蛍光管はごみ収集所回収時【有害ごみの日】に出してください)



この回収ボックスが
目印です！

充電機はリサイクル協力店へ出してください。

リサイクル協力店はこちらのQRコードをチェック！▶

JBRC 協力店

